

議第71号

高山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

高山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年9月3日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い改正しようとする。

高山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

高山市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年高山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害弔慰金 (第3条～第8条)</p> <p>第3章 災害障害見舞金 (第9条～第11条)</p> <p>第4章 災害援護資金 (第12条～第16条)</p> <p>附則</p> <p>(災害障害見舞金の支給)</p> <p>第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該市民(以下「障がい者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>災害援護資金の償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害弔慰金 (第3条—第8条)</p> <p>第3章 災害障害見舞金 (第9条—第11条)</p> <p>第4章 災害援護資金 (第12条—第15条)</p> <p><u>第5章 雑則 (第16条・第17条)</u></p> <p>附則</p> <p>(災害障害見舞金の支給)</p> <p>第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該市民(以下「障がい者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>災害援護資金の償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p> <p>第5章 雑則</p> <p><u>(災害弔慰金等支給審査委員会)</u></p> <p>第16条 <u>災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、高山市</u></p>

災害弔慰金等支給審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、補欠により委員となつた者の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

（規則への委任）

第17条 （略）

（規則への委任）

第16条 （略）

別表（第9条関係）

1 両眼が失明したもの

2 そしやく咀嚼及び言語の機能を廃したもの

3 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの

4 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの

5 両上肢をひじ関節以上で失つたもの

6 両上肢の用を全廃したもの

7 両下肢をひざ関節以上で失つたもの

8 両下肢の用を全廃したもの

9 精神又は身体の障がい^{が重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの}

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年高山市条例第5号）の一部を

次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償
教育委員会委員から固定資産評価審査委員会委員までに係る部分（略）		高山市職員の旅費に関する	教育委員会委員から固定資産評価審査委員会委員までに係る部分（略）		高山市職員の旅費に関する
公務災害補償等認定委員会委員～ふれあい会館運営委員会委員（略）	日額 9,100円	条例（昭和37年高山市条例第21号。以下「旅費条例」という。）に規定する市長等の旅	公務災害補償等認定委員会委員～ふれあい会館運営委員会委員（略）	日額 9,100円	条例（昭和37年高山市条例第21号。以下「旅費条例」という。）に規定する市長等の旅
新火葬場建設検討委員会委員～水源地域保全審議会委員（略）		費額に相当する額	<u>災害弔慰金等支給審査委員会委員</u>		費額に相当する額
行政不服審査審理員の項・スポーツ推進委員の項（略）			新火葬場建設検討委員会委員～水源地域保全審議会委員（略）		
鳥獣被害対策実施隊員（狩猟免許所持者）から臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者までに係る部分（略）			行政不服審査審理員の項・スポーツ推進委員の項（略）		
			鳥獣被害対策実施隊員（狩猟免許所持者）から臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者までに係る部分（略）		